

○水上村生涯スポーツ施設条例施行規則

令和3年8月1日
告示第6号

(趣旨)

第1条 この規則は、水上村生涯スポーツ施設条例（令和3年水上村条例第19号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定休日及び利用時間)

第2条 水上村生涯スポーツ施設（以下「生涯スポーツ施設」という。）の定休日及び利用時間は、次のとおりとする。ただし、変更するときは、あらかじめ、村長の承認を受けてこれを行うことができる。

施設の名称	定休日	利用時間
水上村生涯スポーツ施設	ア 毎週水曜日（学校等の長期休業期間を除く。）	ア 午前9時から午後8時まで
	イ 12月29日から翌年1月3日まで	イ 午前9時から午後6時まで（土曜、日曜、祝日）

(施設、設備、器具等の毀損又は滅失の届出)

第3条 生涯スポーツ施設、設備、器具等を毀損し、又は滅失した者は、直ちに村長に届け出て、その指示に従わなければならない。

(補則)

第4条 この規則で定めるもののほか、生涯スポーツ施設の管理に関し必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

この規則は、令和3年9月1日から施行する。